

第 4 7 号 議案

足立区こども未来創造館条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 2 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区こども未来創造館条例

足立区こども科学館条例（平成 5 年足立区条例第 5 4 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 この条例は、多世代の参画、各種教育機関との連携と子どもたちへの体験機会の提供により、次世代育成の基本である、確かな学力の向上と変化する社会に対応して生き抜く力を育むとともに、青少年の健全育成を推進するために、足立区こども未来創造館（以下「未来創造館」という。）の設置、管理及び利用について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 未来創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区こども未来創造館

位置 東京都足立区栗原一丁目 3 番 1 号

（事業）

第 3 条 未来創造館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（ 1 ） 未来創造館施設を活用した創作活動及び科学体験、運動系体験並びに幼児及び親子向け体験等の子ども向け体験等の事業に関すること。

（ 2 ） 体験プログラム、デジタルコンテンツ、体験キット等の企画、開発及びアウトリーチ（館外活動をいう。）事業による普及に

関すること。

- (3) 子どもを中心とした多世代交流に関すること。
- (4) 青少年健全育成事業の実施に関すること。
- (5) 前各号のほか、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 未来創造館の施設は、次のとおりとする。

- (1) キッズルーム
- (2) プレイルーム
- (3) ワークショップスタジオ
- (4) スペースアスレチック
- (5) クライミングウォール
- (6) 体験工房
- (7) 多目的室
- (8) マルチ体験ドーム
- (9) クッキングスタジオ
- (10) レクリエーションホール
- (11) 音楽室
- (12) 駐車場
- (13) その他教育委員会が定める施設

(休館日)

第 5 条 未来創造館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1 月 1 日
- (2) 1 月及び 9 月において、各月 7 日以内で教育委員会が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 未来創造館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入場料及び使用料の納入)

第7条 第10条第1項に規定する使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める入場料、別表第2及び別表第3に定める使用料並びに教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める付帯設備使用料を前納しなければならない。

2 施設の使用に伴う付帯設備使用料は、1件1回につき5,000円以内において規則で定める。

3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、入場料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(参加料等)

第8条 教育委員会は、未来創造館の施設において第3条第1号に定める事業のうちで教育委員会が別に定めるものを実施するときは、参加者から参加料その他の事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、事業ごとに教育委員会が別に定めるものとする。

(区民無料公開の日)

第9条 教育委員会は、特定の日、指定する施設を無料で公開することができる。

(使用の承認)

第10条 第4条第7号から第12号までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認に際し、管理上支障があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 1 1 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第 1 2 条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(入場料及び使用料の不還付)

第 1 3 条 既に納入された入場料又は使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の不承認)

第 1 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 0 条第 1 項に規定する使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第 1 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 0 条第 1 項に規定する使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限をすることができる。

- (1) 使用の目的又は第 1 0 条第 2 項の規定により付した使用の条件に違反したとき。
- (2) この条例又は規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第 1 0 条第 1 項に規定する使用の承認を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が未来創造館の管理上特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第 1 6 条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときもまた同様とする。

2 第 1 9 条第 1 項の規定により未来創造館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 1 7 条 入館者又は使用者は、未来創造館の利用に際し、施設等に損害を与えた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(入館の拒否等)

第 1 8 条 教育委員会又は指定管理者は、未来創造館の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第 1 9 条 未来創造館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5 条 第 1 項 第 2 号	教育委員会 が	第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 未 来 創 造 館 の 管 理 を 行 う 者 (以 下 「 指 定 管 理 者 」 と い う 。) が 教 育 委 員 会 の 承 認 を 受 け て
第 5 条 第 2 項	教 育 委 員 会 は 、 必 要 が あ る と 認 め た と き は	指 定 管 理 者 は 、 必 要 が あ る と 認 め た と き は 、 教 育 委 員 会 の 承 認 を 受 け て
第 1 0 条 及 び 第 1 2 条 か ら 第 1 5 条 ま で	教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
第 9 条	教 育 委 員 会 は	指 定 管 理 者 は 、 教 育 委 員 会 の 承 認 を 受 け て
第 1 6 条 第 2 項	第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 未 来 創 造 館 の 管 理 を 行 う 者 (以 下 「 指 定 管 理 者 」 と い う 。)	指 定 管 理 者

3 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 2 0 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により未来創造館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたと

きは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会)

第 2 1 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を行わせるため、教育委員会の附属機関として、足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が選定審査に必要な期間を定めて、委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の業務範囲)

第 2 2 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第 3 条に規定する事業(教育委員会の権限に属するものを除く。)

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が未来創造館の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 2 3 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び未来創造館の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、未来創造館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、未来創造館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(評価委員会の設置)

第 2 4 条 未来創造館の施設運営を円滑に推進するため、教育委員会の

附属機関として足立区ギャラクシティ運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は、区民、学識経験者及び関係団体のうちから教育委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織するものとする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前2項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（所掌事務）

第25条 評価委員会は、施設運営及び事業内容に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

- 2 評価委員会は、施設運営及び事業内容に関する評価について調査し、審議し、及び教育委員会に意見を述べることができる。
- 3 評価委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、評価委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

（委任）

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 未来創造館の施設に係る申請その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の足立区こども未来創造館条例の規定の例により行うことができる。
- 3 未来創造館に係る指定管理者の選定審査は、施行日前においても、この条例による改正後の足立区こども未来創造館条例の規定の例により行うことができる。

- 4 この条例による改正前の足立区こども科学館条例の規定に基づきなされた指定管理者選定審査手続は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区ギャラクシティ運営評価委員会	日額 2万1,000円
-------------------	-------------

別表第1(第7条関係)

入場料

種別	区分	大人	小・中学生
マルチ体験ドームにおけるプラネタリウムその他の事業等	個人	500円	100円
	団体 1人につき	160円	80円
特別展	個人	1,000円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が定める額	500円を超えない範囲内で、開催ごとに教育委員会が定める額
	団体 1人につき	個人の入場料から2割を引いた額	個人の入場料から2割を引いた額

備考

- 1 学齢に達しない者が保護者とともに入場する場合は、無料とする。ただし、マルチ体験ドームの座席を使用する場合は、小・中学生の料金とする。

2 団体とは、20人以上をいう。

別表第2（第7条関係）

使用料

施設名	単位	使用料
多目的室1	1時間	1,000円
多目的室2		1,000円
多目的室1と2		2,000円
マルチ体験ドーム		3,000円
クッキングスタジオ		800円
第1レクリエーションホール		700円
第2レクリエーションホール		700円
第3レクリエーションホール		850円
第1音楽室		250円
第2音楽室		400円
第3音楽室		250円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間の途中で使用を取りやめても、既に納入された使用料は返還しない。
- 3 マルチ体験ドームについては、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、プラネタリウム等の投影のあるとき又は事業等の行われているときは使用できない。
- 4 この表に掲げる施設において特別展が行われているときは、当該施設は使用できない。
- 5 使用者において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、規定使用料の5割増とする。

別表第3（第7条関係）

駐車場使用料

使用区分	使用料
30分以内	無料
30分を超えた場合30分までごと	100円

備考 駐車できる自動車を制限することができる。

(提案理由)

こども科学館をこども未来創造館として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。